

第三十四回国会 衆議院 商工委員會議録 第四十六号

昭和三十五年七月十二日(火曜日)

午前十一時四十三分開議

出席委員

委員長 中村 幸八君

理事大島 秀一君 理事小川 平二君

理事小平 久雄君 理事長谷川四郎君

理事南 好雄君

岡本 茂君

金子 岩三君

始関 伊平君

田中 榮一君

津島 文治君

二階堂 進君

廣瀬 正雄君

富田 健治君

出席國務大臣

國務 大臣 菅野和太郎君

出席政府委員

総理府事務官

(経済企画庁長

官官房長)

通商産業政務次

官 内田 常雄君

通商産業事務官

(企業局長) 松尾 金蔵君

通商産業事務官

(輕工業局長) 秋山 武夫君

委員外の出席者

経済企画庁事務

次官 小出 榮一君

総理府事務官

(経済企画庁調

整局長) 中野 正一君

通商産業事務官

(大臣官房長) 樋詰 誠明君

通商産業事務官

(通商局長) 小室 恒夫君

通商産業事務官

(重工業局長) 佐橋 滋君

通商産業事務官 大堀 弘君  
(公益事業局長) 専 門 員 越田 清七君

六月十六日

委員渡邊本治君辞任につき、その補  
欠として倉成正君が議長の指名で委  
員に選任された。

同日

委員倉成正君辞任につき、その補欠  
として渡邊本治君が議長の指名で委  
員に選任された。

七月十二日

委員岡本茂君、鹿野彦吉君、始関伊  
平君、田中榮一君、田中彰治君、中  
井一夫君、西村直己君、野田武夫  
君、濱田正信君、細田義安君及び渡  
邊本治君辞任につき、その補欠とし  
て今井耕君、松岡嘉兵衛君、野原正  
勝君、網島正興君、金子岩三君、松  
田鐵藏君、津島文治君、二階堂進  
君、富田健治君、岩本信行君及び廣  
瀬正雄君が議長の指名で委員に選任  
された。

同日

委員今井耕君、岩本信行君、金子岩  
三君、津島文治君、網島正興君、富  
田健治君、二階堂進君、野原正勝  
君、廣瀬正雄君、松岡嘉兵衛君及び  
松田鐵藏君辞任につき、その補欠と  
して岡本茂君、細田義安君、田中彰  
治君、西村直己君、田中榮一君、濱  
田正信君、野田武夫君、始関伊平  
君、渡邊本治君、鹿野彦吉君及び中  
井一夫君が議長の指名で委員に選任  
された。

六月二十三日

自転車競技法の一部を改正する法律  
の一部を改正する法律案(内閣提出  
第一五一号)

小型自動車競走法の一部を改正する  
法律の一部を改正する法律案(内閣  
提出第一五二号)

同日

川口市の工業技術院資源技術試験所  
移転促進に関する請願(高石幸三郎  
君紹介)(第七〇一九号)

七月十一日

菓子貿易自由化に関する請願(床次  
徳二君紹介)(第七〇五七号)  
計量法及び同施行法の一部改正に関  
する請願(石野久男君紹介)(第七  
八八六号)

は本委員会に付託された。

六月二十一日

貿易自由化に伴う企業対策の確立に  
関する陳情書(東京都千代田区丸  
の内一丁目二番地経済団体連合会長石  
坂泰三)(第一〇六二二号)

炭鉱保安対策の確立に関する陳情書

(北海道議會議長徳中祐満外九名)

(第一〇六四号)

奥津ダム建設中止に関する陳情書

(東京都千代田区霞ヶ関二丁目一番

地日本自然保護協会长川北楨一外三

十三名)(第一〇七〇号)

輸出入取引法の一部を改正する法律

案の制定促進に関する陳情書(東京

都港区芝田村町二丁目五番地日本塗

料輸出入振興株式会社取締役社長根岸

信)(第一〇七七号)

七月四日

貿易自由化に伴う企業対策の確立に  
関する陳情書(大阪市東区内本町橋  
詰町五十八番地大阪府工業協会长小  
田原大造)(第一二〇四号)

離島振興法の一部改正に関する陳情  
書(愛媛県議會議長森永富茂)(第  
一二〇五号)

設備近代化貸付資金の貸付事務促進

に関する陳情書(愛媛県議會議長森

永富茂)(第一二〇六号)

チリ地震津波による商工業対策の確

立に関する陳情書(盛岡市内丸一番

地岩手県中小企業団中央会長山本

弥之助)(第一二〇八号)

上下水道事業及び公共街灯に対する

特別電力料金設定に関する陳情書

(横浜市議會議長津村幸男)(第一二

八一号)

中小企業金融対策促進に関する陳情

書(横浜市議會議長津村幸男)(第

一二八二二号)

芦屋町の米空軍飛行場跡地に企業誘

致に関する陳情書(福岡県遠賀郡芦

屋町花田正徳外二名)(第一三〇三

号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

閉会中審査に関する件

海外経済協力基金法案(内閣提出第

八八号)

火災類取締法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一一〇号)

制販取法案(内閣提出第一一八号)

輸出入取引法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一一九号)

電氣工事士法案(内閣提出第一四一

号)

自転車競技法の一部を改正する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出

第一五一号)

小型自動車競走法の一部を改正する

法律の一部を改正する法律案(内閣

案(内閣提出第一一九号)

電氣工事士法案(内閣提出第一四一  
号)

自転車競技法の一部を改正する法律  
の一部を改正する法律案(内閣提出  
第一五一号)

小型自動車競走法の一部を改正する  
法律の一部を改正する法律案(内閣  
提出第一五二号)

電源開発促進法の一部を改正する法  
律案(中村幸八君外七名提出、衆法

第四四号)

請願

一 零細企業対策強化に伴う商工

会法制定促進に関する請願外二

件(青木正君紹介)(第三五号)

二 同外四件(大久保武雄君紹介

(第三六号)

三 同外二件(竹山祐太郎君紹介

(第三七号)

四 同外十件(中垣國男君紹介

(第三八号)

五 同外三件(吉田重延君紹介

(第三九号)

六 同外一件(鴨田宗一君紹介

(第八二二号)

七 同(坂田道太君外一名紹介

(第八三三号)

八 同外五件(坂田道太君紹介

(第八四四号)

九 同外三件(中村幸八君紹介

(第八五五号)

一〇 山口県小型自動車競走場の

移転反対に関する請願(松永東

君紹介)(第一一七号)

- 一 大島つむぎ業者の戦時強制転廃業に対する未交付資金交付に関する請願(保岡武久君紹介)(第一九九号)
- 二 零細企業対策強化に伴う商工会法制定促進に関する請願外二件(小平久雄君紹介)(第二一三三号)
- 三 同外三件(坂田道太君紹介)(第二一四四号)
- 四 同外八件(高瀬傳君紹介)(第二一五五号)
- 五 同(西村英一君紹介)(第二一六六号)
- 六 同外四件(堀川恭平君紹介)(第二一七七号)
- 七 同(山口好一君紹介)(第二一八八号)
- 八 同外七件(國田直君紹介)(第二一九九号)
- 九 同外七件(長谷川四郎君紹介)(第二二〇〇号)
- 一〇 同外一件(山口六郎次君紹介)(第二二一一号)
- 一一 同外一件(小枝一雄君紹介)(第二二二二号)
- 一二 同外二件(世耕弘一君紹介)(第二二三三号)
- 一三 同外二十八件(藤本捨助君紹介)(第二二四四号)
- 一四 ガス料金等値上げ反対に関する請願(細田義安君紹介)(第二二五五号)
- 一五 同(五島虎雄君紹介)(第二二六六号)
- 一六 日朝直接貿易実施促進に関する請願(今澄勇君紹介)(第二二七七号)
- 一七 零細企業対策強化に伴う商

- 工会法制定促進に関する請願外三件(中根康弘君紹介)(第二二六〇九号)
- 二八 物価値上げ抑制に関する請願(加賀田進君紹介)(第二二七一〇号)
- 二九 同(栗原俊夫君紹介)(第二二七一一号)
- 三〇 同(穂積七郎君紹介)(第二二七二二号)
- 三一 同(穂積七郎君紹介)(第二二七三三号)
- 三二 同(穂積七郎君紹介)(第二二七四四号)
- 三三 同(穂積七郎君紹介)(第二二七五五号)
- 三四 同(穂積七郎君紹介)(第二二七六六号)
- 三五 同(穂積七郎君紹介)(第二二七七七号)
- 三六 同(穂積七郎君紹介)(第二二七八八号)
- 三七 同(穂積七郎君紹介)(第二二七九九号)
- 三八 同(穂積七郎君紹介)(第二二八〇〇号)
- 三九 同(穂積七郎君紹介)(第二二八一一号)
- 四〇 同(穂積七郎君紹介)(第二二八二二号)

- する請願(平野三郎君紹介)(第一四七三三号)
- 四一 物価値上げ抑制に関する請願(淺沼稻次郎君紹介)(第一四七四四号)
- 四二 同(石橋政嗣君紹介)(第一四七五五号)
- 四三 同(石橋政嗣君紹介)(第一四七六六号)
- 四四 同(石橋政嗣君紹介)(第一四七七七号)
- 四五 同(石橋政嗣君紹介)(第一四七八八号)
- 四六 同(石橋政嗣君紹介)(第一四七九九号)
- 四七 同(石橋政嗣君紹介)(第一四八〇〇号)
- 四八 同(石橋政嗣君紹介)(第一四八一一号)
- 四九 同(石橋政嗣君紹介)(第一四八二二号)
- 五〇 同(石橋政嗣君紹介)(第一四八三三号)
- 五一 同(石橋政嗣君紹介)(第一四八四四号)
- 五二 同(石橋政嗣君紹介)(第一四八五五号)
- 五三 同(石橋政嗣君紹介)(第一四八六六号)
- 五四 同(石橋政嗣君紹介)(第一四八七七号)
- 五五 同(石橋政嗣君紹介)(第一四八八八号)
- 五六 同(石橋政嗣君紹介)(第一四八九九号)
- 五七 同(石橋政嗣君紹介)(第一四九〇〇号)
- 五八 同(石橋政嗣君紹介)(第一四九一一号)
- 五九 同(石橋政嗣君紹介)(第一四九二二号)
- 六〇 同(石橋政嗣君紹介)(第一四九三三号)
- 六一 同(石橋政嗣君紹介)(第一四九四四号)
- 六二 同(石橋政嗣君紹介)(第一四九五五号)
- 六三 同(石橋政嗣君紹介)(第一四九六六号)
- 六四 同(石橋政嗣君紹介)(第一四九七七号)
- 六五 同(石橋政嗣君紹介)(第一四九八八号)
- 六六 同(石橋政嗣君紹介)(第一四九九九号)
- 六七 同(石橋政嗣君紹介)(第一五〇〇〇号)
- 六八 同(石橋政嗣君紹介)(第一五〇一一号)
- 六九 同(石橋政嗣君紹介)(第一五〇二二号)
- 七〇 同(石橋政嗣君紹介)(第一五〇三三号)
- 七一 同(石橋政嗣君紹介)(第一五〇四四号)
- 七二 同(石橋政嗣君紹介)(第一五〇五五号)
- 七三 同(石橋政嗣君紹介)(第一五〇六六号)
- 七四 同(石橋政嗣君紹介)(第一五〇七七号)
- 七五 同(石橋政嗣君紹介)(第一五〇八八号)
- 七六 同(石橋政嗣君紹介)(第一五〇九九号)
- 七七 同(石橋政嗣君紹介)(第一五一〇〇号)
- 七八 同(石橋政嗣君紹介)(第一五一〇一一号)
- 七九 同(石橋政嗣君紹介)(第一五一〇一二号)
- 八〇 同(石橋政嗣君紹介)(第一五一〇一三号)
- 八一 同(石橋政嗣君紹介)(第一五一〇一四号)
- 八二 同(石橋政嗣君紹介)(第一五一〇一五号)

- 計量法及び同施行法の一部改正に関する請願(關合勝利君紹介)(第二二五二二号)
- 四七 電気工事技術者国家試験制度創設に伴う特別措置に関する請願(中山マサ君紹介)(第二二五五五号)
- 四八 貿易及び為替の自由化に関する請願(村瀬宣親君紹介)(第二二五九一號)
- 四九 常磐地区の臨時石炭鉱害復旧法適用地域指定に関する請願(天野光晴君紹介)(第二二六九三號)
- 五〇 炭鉱地区中小商工業者の救済に関する請願(木村守江君紹介)(第二二六九四號)
- 五一 体温計の対米、加輸出数量規制反対に関する請願(稚熊三郎君紹介)(第二二八五三號)
- 五二 電気工事技術者国家試験制

- 度創設に伴う特別措置に関する請願(前尾繁三郎君紹介)(第二一八七八号)
- 五三 菓子貿易の自由化に関する請願(足鹿覺君紹介)(第二一九四四号)
- 五四 大島つむぎ業者の戦時強制転廃業に対する未交付資金交付に関する請願(保岡武久君紹介)(第二三〇四八号)
- 五五 日朝直接貿易実施促進に関する請願(勝岡田清一君紹介)(第二三二八五号)
- 五六 同(黒田壽男君紹介)(第二一八六号)
- 五七 菓子貿易の自由化に関する請願(田中武夫君紹介)(第三二五七号)
- 五八 計量法及び同施行法の一部改正に関する請願(田中武夫君紹介)(第三二五八号)
- 五九 同(五島虎雄君紹介)(第三二五九号)
- 六〇 同(永井勝次郎君紹介)(第三二六〇号)
- 六一 同外八件(田中榮一君紹介)(第三三〇六号)
- 六二 同外三件(堀川恭平君紹介)(第三三〇七号)
- 六三 電気工事技術者国家試験制度創設に伴う特別措置に関する請願(田中榮一君紹介)(第三三〇五号)
- 六四 日朝直接貿易実施促進に関する請願外二件(稻葉修君紹介)(第三三三三三号)
- 六五 同(北村徳太郎君紹介)(第三三三九四号)
- 六六 同外四件(河本敏夫君紹介)(第三三九五五号)
- 六七 同外二件(福田一君紹介)(第三三九六六号)
- 六八 同外二件(松浦周太郎君紹介)(第三三九七七号)
- 六九 かんがい排水用電気料金値上げ反対に関する請願(竹山祐太郎君紹介)(第三三三七七号)
- 七〇 菓子貿易の自由化に関する請願(池田清志君紹介)(第三三三九号)
- 七一 同(床次徳二君紹介)(第三三三九四号)
- 七二 電気工事技術者国家試験制度創設に伴う特別措置に関する請願(山口六郎次君紹介)(第三三三九〇号)
- 七三 炭鉱保安に関する請願(横路節雄君紹介)(第三三八八九号)
- 七四 計量法及び同施行法の一部改正に関する請願外二件(西ヶ久保重光君紹介)(第三三八九〇号)
- 七五 同外二件(石橋政嗣君紹介)(第三三八九一號)
- 七六 同(勝澤芳雄君紹介)(第三三八九二號)
- 七七 同外一件(五島虎雄君紹介)(第三三八九三號)
- 七八 同外一件(田中武夫君紹介)(第三三八九四號)
- 七九 同外二件(森本靖君紹介)(第三三八九五號)
- 八〇 同外二件(八木昇君紹介)(第三三八九六號)
- 八一 同(保岡武久君紹介)(第三三八九七號)
- 八二 日朝直接貿易実施促進に関する

する請願(石野久男君紹介)(第三八九七号)

八三 同(猪俣浩三君紹介)(第三八九八号)

八四 中小企業に対する特別融資に關する請願(長谷川保君紹介)(第三八九九号)

八五 電気工事技術者国家試験制度創設に伴う特別措置に關する請願(島村一郎君紹介)(第四一八三号)

八六 競輪廃止に關する請願(板川正吾君紹介)(第四六六七号)

八七 計量法及び同施行法の一部改正に關する請願(松平忠久君紹介)(第四七一一号)

八八 菓子貿易の自由化に關する請願(館後三君紹介)(第四七二二号)

八九 日朝直接貿易実施促進に關する請願(永井勝次郎君紹介)(第四七二三号)

九〇 同(帆足計君紹介)(第四七一四号)

九一 ソ連、中国及び朝鮮との貿易促進に關する請願(上林山榮吉君紹介)(第四七三三三号)

九二 菓子貿易の自由化に關する請願(山本勝市君紹介)(第四七三三六号)

九三 電気工事技術者国家試験制度創設に伴う特別措置に關する請願(田中榮一君紹介)(第五一一四号)

九四 体温計の対米、加輸出数量規制反対に關する請願外九件(権熊三郎君紹介)(第五二一一号)

九五 同外七件(長谷川四郎君紹介)(第五二二二二号)

九六 当面の中小企業対策に關する請願(村瀬宣親君紹介)(第六四二四号)

九七 川口市の工業技術院資源技術試験所移転促進に關する請願(高石幸三郎君紹介)(第七〇一九号)

九八 菓子貿易自由化に關する請願(床次徳二君紹介)(第七〇五七号)

九九 計量法及び同施行法の一部改正に關する請願(石野久男君紹介)(第七八八六号)

〇中村委員長 これより会議を開きます。

海外経済協力基金法案を議題とし、審査を進めます。

本案につきましては、他に質疑の通告がありませんので、本案に対する質疑は終局したものと認むるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇中村委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

〇中村委員長 引き続き本案を討論に付するわけでありまして、討論の通告がありませんのでこれを行わず、直ちに本案を採決いたしました」と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇中村委員長 御異議なしと認め、本案を採決いたします。

〔賛成者起立〕

〇中村委員長 起立議員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

〇中村委員長 次に、去る六月二日に本委員会に付託となりました、衆法第四四号の電源開発促進法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

理由

電源開発株式会社、その目的を達成するため営む事業の遂行に支障のない範囲内において、海外技術援助を行ない得るようになり、あわせて原子力発電のための電源開発をも行ない得ることを明確にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

第四十条第一号中「第二十三条第二項若しくは第三項」の下に「第二十三条の第二項」を加える。

理由

電源開発株式会社、その目的を達成するため営む事業の遂行に支障のない範囲内において、海外技術援助を行ない得るようになり、あわせて原子力発電のための電源開発をも行ない得ることを明確にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

第四十条第一号中「第二十三条第二項若しくは第三項」の下に「第二十三条の第二項」を加える。

理由

電源開発株式会社、その目的を達成するため営む事業の遂行に支障のない範囲内において、海外技術援助を行ない得るようになり、あわせて原子力発電のための電源開発をも行ない得ることを明確にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

第四十条第一号中「第二十三条第二項若しくは第三項」の下に「第二十三条の第二項」を加える。

理由

電源開発株式会社、その目的を達成するため営む事業の遂行に支障のない範囲内において、海外技術援助を行ない得るようになり、あわせて原子力発電のための電源開発をも行ない得ることを明確にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社といたしました。国内の電源開発をもつて行なうという同社の法的性格から、これまで直接海外の技術援助を行なうことはできなかったものであります。申すまでもなく、これら開発途上にある諸国に対する経済、技術上の国際協力は世界的にも今後ますます盛んになる傾向にあります。このような海外経済提携、技術協力はわが国としても重要国策の一つとなつておるものでありますから、この際、電源開発株式会社も海外から特に要請があつた場合にはこれに應じ得る体制を整えておくことが必要になつたと存する次第であります。

このような最近の情勢にかんがみまして、現行法に所要の改正を加え、電源開発株式会社に海外経済協力の一翼をになせようというのが、今回この法律案を提出いたしました主目的でございます。

次に改正法案の骨子を御説明いたします。電源開発株式会社は、国内の電源開発その他の事業の円滑な遂行に支障のない限り、委託を受けて、外国における電源開発等及びこれに關連する大規模土木工事に関する調査、設計及び工事監督その他の技術援助に関する事業を行なうことができることといたしております。

これによりまして、同社は、今後海外から要請がありました場合には、政府の認可を受けて電源開発等についての技術援助を行ない得ることとなりますが、電源開発株式会社が九電力会社の補完的役割になつて国内の大規模、困難な地点等についての開発に従事するといふ会社設立の本来の趣旨は、従来と異なるのであります。

〇中村委員長 まず、提出者より趣旨の説明を聴取することにいたします。

提出者始岡伊平君。

〇始岡議員 ただいま議題となりました電源開発促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明いたします。

御承知のように電源開発株式会社は、電源開発促進法に基づいて設立されたもので、もつぱら国内の大規模、開発困難な地点の電源開発を行ない、佐久間、田子倉、奥只見、御母衣等史上に残る大規模地点の開発に大きな業績を着々上げて参つたのであります。この間における同社の技術水準は海外諸国の最上を高く評価するところとなり、最近、東南アジア、南米等開発途上にある諸国から、同社に対しまして技術援助を要請する傾向が次第に高まつてきております。

これに對しまして、電源開発株式会

社といたしました。国内の電源開発をもつて行なうという同社の法的性格から、これまで直接海外の技術援助を行なうことはできなかったものであります。申すまでもなく、これら開発途上にある諸国に対する経済、技術上の国際協力は世界的にも今後ますます盛んになる傾向にあります。このような海外経済提携、技術協力はわが国としても重要国策の一つとなつておるものでありますから、この際、電源開発株式会社も海外から特に要請があつた場合にはこれに應じ得る体制を整えておくことが必要になつたと存する次第であります。

このような最近の情勢にかんがみまして、現行法に所要の改正を加え、電源開発株式会社に海外経済協力の一翼をになせようというのが、今回この法律案を提出いたしました主目的でございます。

次に改正法案の骨子を御説明いたします。電源開発株式会社は、国内の電源開発その他の事業の円滑な遂行に支障のない限り、委託を受けて、外国における電源開発等及びこれに關連する大規模土木工事に関する調査、設計及び工事監督その他の技術援助に関する事業を行なうことができることといたしております。

これによりまして、同社は、今後海外から要請がありました場合には、政府の認可を受けて電源開発等についての技術援助を行ない得ることとなりますが、電源開発株式会社が九電力会社の補完的役割になつて国内の大規模、困難な地点等についての開発に従事するといふ会社設立の本来の趣旨は、従来と異なるのであります。

〇中村委員長 まず、提出者より趣旨の説明を聴取することにいたします。

提出者始岡伊平君。

〇始岡議員 ただいま議題となりました電源開発促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明いたします。

御承知のように電源開発株式会社は、電源開発促進法に基づいて設立されたもので、もつぱら国内の大規模、開発困難な地点の電源開発を行ない、佐久間、田子倉、奥只見、御母衣等史上に残る大規模地点の開発に大きな業績を着々上げて参つたのであります。この間における同社の技術水準は海外諸国の最上を高く評価するところとなり、最近、東南アジア、南米等開発途上にある諸国から、同社に対しまして技術援助を要請する傾向が次第に高まつてきております。

これに對しまして、電源開発株式会

なお、これに加えて、これまで電源開発促進法にいう電源開発の定義におきましては、原子力による発電も火力に含まれると解釈されておりましたが、さきの国会におきまして、機会を見て明確に規定することが望ましいとの御意見でございましたので、この際あわせて火力と原子力とを併記することによりまして、これを明確化するものとしております。

以上が電源開発促進法の一部を改正する法律案の概要でございますが、今後ますます重要性を加えていくであろう海外経済協力に将来電源開発株式会社が果たします役割は少なからざるものがあると思っております。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを切にお願い申し上げます。(拍手)

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次に本案についての質疑に入りませう。長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 ごく簡単に一言お聞きしておきます。  
この提案理由の説明をお聞きいたしますと、これまで海外技術の援助というふうなものは行なっていないようにも考えられるのですが、全然今日まで海外の要請によって援助を行なったことはないのだからかというところが一つと、もう一つは、海外へのみこれがために重点が置かれて、国内の開発が顧みられぬというふうなことはない、もしやういふような現象を現わすというふうな危険があるとするならば、電源開発会社を作つたわれわれの使命と大きな相違を来たすわけですが、その点についてどういふふうなお考えを持っ

ておられるか、万全の手を打つてあるかどうかというところをお聞かせ願いたいと思ひます。

○始末議員 最初の点でございますが、今日までのところでは、法律の建前上、この会社はいわゆる海外における電源開発につきましてコンサルタント的業務は、これを行なえないということになっておつたのであります。しかしながら非常に基本的な調査その他におきまして、従来とも外国からの要請がございましていたしております。しかしながらこれは電発会社が正面に出まして、自分の名前で行なつておるものではございませんが、たとえば海外電力調査会というものがございまして、そこに職員を派遣いたしまして、その職員の手で出て参り、御承知のメコン川の下流の流域の総合開発調査でございますとか、あるいはエジプトのアスワン・ハイ・ダムの調査でありますとか、台湾の大甲溪の送電線の調査でございますとか、こういふたようなことをいたしておりますが、これはいづれも初歩あるいは基本的な調査に限られておるのでございまして、今度の改正によりましては、それに引き続きまして設計なりあるいは実施の監督なり、そういうような方面にもはつきりと電発の名前で乗り出せるようにしたい、こういうふうな趣旨でございませう。

それから第二点の国内の開発に支障がないかという点でございますが、これは従前はきわめて小規模に人間が二人、三人出でおるといふ程度でございましたので、そういう事実は全然ございませぬ。将来の問題といたしまして、かりに一方所のコンサルタントに

大体四、五十人ぐらいの陣容を入れるというふうになると思ひるのでございませぬが、現在の土木、電氣を通じてそれぞれ七、八百名の人員を擁しておりますので、かりに二組ぐらいのコンサルタント団が出ましても、電発の本業の業務には何ら支障がない、こういうふうなことを考へておる次第でございませぬ。

なお米田から要請がございまして、通産大臣の許可が要することになっておりますので、国内の開発に支障を来たすというおそれがある場合には、監督官庁の方でこれを押さえる、ということになりますので、御指摘のような心配はなかりと考へておる次第でございませぬ。

○中村委員長 他に本案についての御質疑はありますか。——他に御質疑もないようでありますから、お諮りいたします。本案についての質疑を終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案についての質疑は終局いたしました。

○中村委員長 次に討論に入るのであります。本案の討論に關しましてはお申し出もありませんので、これを行なわず、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、さようによつて採決いたします。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○中村委員長 次に割賦販売法案を議題として審査を進めます。

本案につきましては他に質疑の通告がありませんので、質疑は終局いたしましたものと認めるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。引き続き本案を討論に付します。討論の通告があります。これを許します。中井一夫君。

○中井(一)委員 私は自由民主党を代表して政府原案に賛成いたすものであります。

本法案は、割賦販売に關する取引の秩序を定める法律として小売業者の營業を保護する反面において、その買受人である一般顧客の利益をも擁護しておるものであります。これが制定はまことに画期的なものであると、まさにその時宜を得たるものであります。

私は、この際、これが制定のために努力をせられた政府当局ことに産業合理化審議会委員各位に對してその勞を多とするものでございませぬ。しかしながら同時に私は本法の施行に伴つて、さらに割賦販売を行なう小売業者のたためにその金融を潤沢になし、また税制面、特にその物品税、事業税を軽減する等格別の配慮をする必要があり、また今後割賦販売業者のために因の施設、費用によつて顧客の信用を調査す

る制度を新設し、これによつて小売業者の損失を防止する等の施策をするの必要を強く主張するものでございませぬ。

なお、政府におかれましては本審議の経過におきまして、本員らより種々申し述べました小売業者擁護のために必要なる配慮をすみやかに実現されんことを希望いたしまして、政府原案に賛成をいたすものでございませぬ。(拍手)

○中村委員長 以上で討論は終局いたしました。

○中村委員長 これより本案を採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○中村委員長 次に火薬類取締法の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。

本案につきましては別に質疑も討論も通告がありませんので、これを行なわず、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、本案を採決いたします。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

は原案の通り可決すべきものと決しました。

○中村委員長 次になだいま議決いたしました本法案に對しまして大島秀一君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず趣旨の説明を聴取することといたします。大島秀一君。

○大島委員 火薬類取締法の一部を改正する法律案に對する附帯決議を朗読いたします。

政府は、本法の施行にあつて、特に次の諸点に留意の上万遺憾なきを期すべきである。

一 保安距離を始め、火薬類の製造、運搬、貯蔵その他取扱ひの全般にわたり技術上の基準を再検討し、所要の改善を加へること。

二 火薬類の爆発事故による社会的影響の重大性にかんがみ、第三者に与へる損害の補償について適切な方策を講ずること。

三 火薬類による事故のひん発にかんがみ、火薬類の製造業者、販売業者等の遵法精神の高揚を図るとともに、これらに對する監督を一層強化すること。尚これがため所要の人員及び予算の確保を図ること。

四 火薬類の製造業者及び販売業者等に對する警察職員の入査に際しては、法の施行に必要な限度をこえてその職權を濫用しないよう特に配慮すること。

五 現在都道府県知事の所管する解撤事業について、国が直接監督を

行なうより政令の改正を行なうことと。

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終りました。

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終りました。なお、本動議につきまして質疑、討論等の発言のお申し出がありませんので、直ちに採決いたしますと存じます。御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認め、さように決します。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○中村委員長 起立総員。よつて本動議は可決され、本動議の通り附帯決議を付すに決しました。

○内田(帶)政府委員 ただいま御決議の趣旨につきましては政府におきましても十分の趣旨に沿うよう善処をいたす所存でございます。

○中村委員長 次に輸出入取引法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

○長谷川(四)委員 輸出入取引法につきまして、従つてわが党内においていろいろの意見があつたのであります。これをあらゆる角度から調整をいたしましたのでございます。しかしその中

に一点お聞きしたいことがござりますので、その点を明らかにしていただきたいと思つております。

現在進められてある貿易の自由化の過程におきまして特に注意すべき点は、輸入取引につき無用の混乱が生ずることを防止することと、従来外貨資金割当制度によつてさきえられてきた後進国貿易の維持拡大のための措置を講ずることにあると考へるのであります。

また世界貿易自由化の過程におきまして、欧米諸國のわが國に對する輸出自主規制体制の強化が強く要請されておる情勢にあり、わが國に對して、この要請に應じて、輸出規制体制をさらに一段と強化することが必要と思つております。

今回の輸出入取引法の改正は、これらの内外情勢にこたへるためのものであると考へます。政府の見解を具体的に明らかにしていただきたいと思います。

○小室政府委員 今回の輸出入取引法の改正につきましては、御指摘のような最近の内外の情勢に即応するため提案いたしましたものでござりますが、御指摘の第一点に對しては、どうしては、貿易の自由化によつて、どうしても輸入取引の面における過当競争が激化したと見ます。

海外等からの原料の購入等について要らざる高値でもつて買入等という結果になりますので、輸入取引について實質的に決定し得る立場にあるところの輸入原材料の需要者等の協定を、必要やむを得ない場合に限りまして、政令等場合をいしほりまして、協定を認めました。不当な過当競争が起らないようにしたい、これが第一点でございます。

それから第二点は、従来は外國為替管理制度、貿易管理制度等を通じまして、後進國との貿易に對して相當の調整を行なつて、輸出促進のためにやむを得ない範圍において、割高の物資の買付け等も実施して參つたのであります。

自由化に伴ひまして、これらの点を従来の制度でやつて參ることが困難になつて參りまして、輸出入の關係業者の協定によりまして、これを調整せしめる、また必要のある場合においては、アウトサイダーを規制するといふような対策を講じまして、後進國との貿易の健全な發展に資したいと考へておる次第であります。

また第三には、御指摘の通り貿易自由化の大勢にもかかわらず米國その他西歐諸國等において、わが國の輸出品が非常に安く大量に売られるといふことについての批判が相當ございまして、この輸出規制の体制をこの際相當強化して參らなければならぬ、こつちの場合に、従来から認められておりました輸出品の国内取引に關する生産業者の協定、これに對してアウトサイダー規制の道を開く、また中小の輸出業者の分野におきまして、過当競争を防止する趣旨で、貿易連合の制度を設ける、こつちのような点について規定の改正、整備補充をはかつておるわけでございます。

○長谷川(四)委員 もう一点。輸入貨物の国内取引に關する需要者等の協定、すなわち第七條の三を新設することの必要性及び協定に伴う弊害の防止処置について、どのように考へておられるか、この具體策につきまして、具體的に述べ願ひたいと思つております。

○小室政府委員 ただいま申しましたように、輸入取引の分野における過当競争をできるだけ抑制するといふ見地から、国内の輸入原材料の需要者の協定を認めておるのでありますけれども、その反面、これらの需要者の協定が行き過ぎになるといふことを防止しなければなりませんので、まず本協定の締結の対象になる品目については、需要者等が発注、指示によつて實際上輸入の品目、内容、条件等を決定し得るような特殊な場合に限り、その品目を具體的に政令できめて、それをおることにしない、そつちが第一点でございます。

また国内の農林漁業者、中小企業者、その他の関連事業者、一般消費者の利益を不当に脅かさないといふことについて十分の注意を払いまして、こつちの場合においては、先般認められた協定についても、弊害を生じた場合には協定の變更を命じ、認可の取り消し等をやるということになつております。また協定の締結については通産大臣及び当該品目についての主務大臣の認可を受けなければならぬこととはむろんであります。さらに公正取引委員会において協議して、これを行なうことになつております。弊害の起らないようにやつて參りたいといふふうに考へておる次第でございます。

○中村委員長 本案に對する御質疑はございませんか。——他に御質疑はないようでありまして、本案に對する質疑を終局するに御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認め、本

案に対する質疑は終局いたしました。

○中村委員長 引き続き本案を討論に付するわけでありますが、討論の通告がありませんので、これを行わず、直ちに本案を採決したいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、本案を採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○中村委員長 次に、電気工事士法案を議題とし、審査に入ります。

電気工事士法案

電気工事士法

(目的)

第一条 この法律は、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もつて電気工事の欠陥による災害の発生を防止に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「一般用電気工作物」とは、電気事業者からの受電に係る電気を使用するために設置する屋内配線、屋側配線その他の工作物をいう。ただし、その設置及び管理に関する事項について法令に特別の定めのある工作物その他の電気に関する保安上

支障がないと認められる工作物であつて、政令で定めるものを除く。

2 この法律において「電気工事」とは、一般用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。ただし、政令で定める軽微な工事を除く。

(電気工事士)

第三条 電気工事士免状の交付を受けている者(以下「電気工事士」という。)でなければ、電気工事の作業(一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものを除く。以下同じ。)に従事してはならない。

(電気工事士免状)

第四条 電気工事士免状は、都道府県知事が交付する。

2 電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

- 一 電気工事士試験に合格した者
二 通商産業大臣が指定する養成施設において、通商産業省令で定める電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者
三 通商産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有している都道府県知事が認定した者

3 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、電気工事士免状の交付を行なわなければならない。
一 次項の規定により電気工事士

免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二 この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

4 都道府県知事は、電気工事士がこの法律の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。

5 電気工事士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、政令で定める。

(電気工事士試験)

第五条 電気工事士試験は、一般用電気工作物の保安に関して必要な知識及び技能について行なう。

2 電気工事士試験は、都道府県知事が行なう。

3 電気工事士試験の試験科目、受験手続その他電気工事士試験の実施細目は、政令で定める。

(電気工事士試験委員)

第六条 電気工事士試験の実施に関する事務を行なわせるため、都道府県に、電気工事士試験委員を置く。

2 電気工事士試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(電気工事士の義務)

第七条 電気工事士は、電気工事の作業に従事するときは、法令で定める一般用電気工作物の保安に関する基準に適合するようにその作業をしなければならぬ。
2 電気工事士は、電気工事の作業に従事するときは、電気工事士免状を携帯していなければならない。

(届出)
第八条 電気工事士は、電気工事の業務を開始したときは、その開始の日から十日以内に、通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項に変更があつたとき、又はその業務を廃止したときも、同様とする。

(報告の徴収)

第九条 都道府県知事は、この法律

Table with 2 columns: 手数料を納付すべき者 (Fee payer) and 金額 (Amount). Rows include: 1. 電気工事士試験を受けようとする者 (500円), 2. 電気工事士免状の交付を受けようとする者 (400円), 3. 電気工事士免状の再交付を受けようとする者 (200円), 4. 電気工事士免状の書換えを受けようとする者 (100円).

(異議の申立て)

第十一条 第四条第四項の規定による都道府県知事の処分に対して不服のある者は、その処分があつた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることができる。

第十二条 通商産業大臣は、前条の異議の申立てがあつたときは、異議の申立てをした者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
3 聴聞に際しては、異議の申立てをした者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機

の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気工事士に対し、電気工事の業務に関して報告をさせることができる。
(手数料)
第十条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数を都道府県に納めなければならない。

会を与えなければならない。
第十三条 通商産業大臣は、前条の聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。

(罰則)
第十四条 第三条の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
第十五条 第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。
一 正当な理由なく、第四条第四項の規定による命令に違反して電気工事士免状を返納しなかつた者

二 第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

1 この法律は、昭和三十五年十月一日から施行する。ただし、第三条、第七条から第九条まで及び第十四条から第十六条までの規定は、公布の日から起算して二年六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第八条の規定の施行の際現に電気工事の業務を行なっている電気工事は、同条の施行の日から一月以内に、同条の通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

理由

最近における電気工事の欠陥による災害の発生状況にかんがみ、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村委員長 ます趣旨の説明を聴取することといたします。内田通商産業政務次官。

○内田(常)政府委員 たいだいま議題となりました電気工事士法案について、その提案理由を御説明申し上げます。

最近における家庭電化の普及は著しいものがございますが、これに伴いまして電気による火災等の災害の発生も漸増の傾向を示しております。その原

因につきましましては、電気工事の欠陥、使用者の取り扱い不注意等いろいろものが考えられますが、なかんずく電気工事の欠陥に起因すると考えられるものが相当数見受けられる実情でございます。

このような情勢にかんがみまして、政府といたしましては、まずもって実地に電気工事の作業に従事する者の資質の向上をはかることが緊要であると考へまして、このたび電気工事士法案を作成して国会に提出し、その御審議を仰がんとするものであります。次にこの法案の要旨について御説明いたします。

まず第一に、この法案は、他の法令で電気保安に関して特別の規制のない一般家庭、商店等に設置する電気施設に関する電気工事を主として対象とするものであります。

第二に、この法案の対象となります電気工事につきましては、電気工事士免状の交付を受けている者でなければ、その工事の作業に従事してはならないことといたしますとともに、電気工事士に対しては、一定の義務を課しまして、いやくも不良電気工事による災害の発生することのないよう措置いたしました。

第三に、電気工事士免状は、電気工事士試験の合格者、特定の養成施設の修了者及びこれと同等以上の資格があると認定された者に対して交付することといたしました。

最後に、以上のほか、電気工事士の監督上必要な諸規定を設けますとともに、本法の施行に伴う過渡的な影響を考慮いたしまして、とりあえず資格付

与に関する規定のみを施行し、義務に關する規定につきましては、体制の整備状況を勘案いたしまして別途施行することといたしました。

以上本法律案提案理由の概略を申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○中村委員長 以上で趣旨の説明を終わりました。引き続き質疑に入るのであります。本案の質疑につきましてはお申し出もありませんので、これを行わず、直ちに討論に入るに御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認めます。

○中村委員長 続いて討論に入るのであります。本案の討論につきましてはお申し出がありませんので、これを行わず、直ちに採決するに御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

○中村委員長 御起立を願います。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

○中村委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

改正する法律の一部を改正する法律案、両案を一括して議題とし、審査に入ります。

附則

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案  
自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案  
自転車競技法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条中「三年」を「四年」に改める。

理由

公営競技に関する最近の情勢にかんがみ、自転車競技法による自転車等機械関係事業の振興に関する現行制度を、差し当たり昭和三十六年九月三十日まで引き続き存続させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

公営競技に関する最近の情勢にかんがみ、小型自動車競走法による日本自転車振興会への交付金に関する現行制度を、差し当たり昭和三十六年九月三十日まで引き続き存続させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村委員長 ます趣旨の説明を聴取することといたします。内田通商産業政務次官。

○内田(常)政府委員 たいだいま議題となりました自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案並びに小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、自転車等機械関係事業の振興をはかるため日本自転車振興会が、競輪施行者から売上金の一部を交付を受けてこれらの事業の振興に関する事業を行なうという現行の制度を、さしあたりさらに一年間存続させることを内容とするものであります。

現行の制度は、昭和三十三年の第二十六国会において成立した改正法律に基づいて定められたもので、その際の資金の交付及び支出の方法に関する制度については、今後さらに検討を加える必要があるという見地から、施行

の日から三年を経過する日、すなわち本年十月一日以後においては、別に法律で定めるところによるものとされたものであります。

従いまして、それまでの間に、この制度を今後いかにするかについての御提案をいたす必要があるものであります。が、たまたま競輪等の公営競技につきましては、最近における諸般の情勢にかんがみまして、公営競技自体について根本的に検討を加えるべき段階にきていると考えられますので、政府といたしまして、別途総理府設置法の一部を改正する法律案を御提案いたしましたように、総理府に公営競技調査会を設けて、競馬、競輪、小型自動車競走及びモーターボート競走に関する現行制度に検討を加え、関係諸問題を調査審議する予定となっております。

そこで自転車等機械関係事業の振興に關する制度を今後どうするかにつきましては、この公営競技調査会の結論等を待って、競輪の制度自体について根本的に検討を加えた上で、御提案をいたす際に、その一環としてその中に織り込みたい所存でありますので、この際は、とりあえず現行の制度をさらに一年間だけ延長いたす法律案を提出いたしまして、御審議いただくことにいたした次第でございます。

次に小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきましまして提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、さきに提案いたしました自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案と同様に、小型自動車等機械関係事業の振興に關する制度をさしあたりさらに一年間存続させ

ることを内容とするものであります。本案につきましても、自転車競走法の場合と同様に、今後この制度をどうするかにつきましまして、小型自動車競走の制度自体について根本的に検討を加えた上で御提案をいたす際に、その一環としてその中に織り込みたい所存でありますので、この際は、とりあえず現行の制度をさらに一年間だけ延長いたす法律案を提出いたしまして、御審議いただくことにいたした次第でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○中村委員長 引き続き質疑に入りまします。長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 自転車競走法につきましましては、かつていろいろな議論があつたのでございます。しかしこの法律そのものは時限立法ではないのであつて、要するに附則の第十七条という点だけが時限立法になつておつたのであります。従つてわれわれも競輪や、またいろいろな公営競技というものを、いかなる方途に持つていくことがよろしいか、あるいは世論はどういうふうにか考へておられるかというふうな点を、今日まで十分に検討したつもりであります。従つてこれらの十七条の期日というものは三年でございまして、本年の九月末日にはこれが期限切れとなるのであります。でありますからこれを政府がわれわれの考へているような、要するに一年間だけ延長して、

その一年間以内に、より一そのの——どういふふうを持つていくか、撤廃すべきかあるいは継続するのか、継続するとするならば、どういふような点を改正するかというふうな点を、この一年間のうちに十分に御検討を願うということになつたのでございまして、その点について一言はつきりとしておきたいことは、時限法になる附則の第十七条の期限を一年間延長することになつておるが、この期限延長というものが私たちの考へておつたような一年間の延長であるかどうか。また反面小型自動車競走法についても同様の趣旨の改正のように何れもですが、その点についてもあわせてお答へ願ひたいと思つております。私が申し上げるまでもなく、いろいろな社会懸念云々の問題もたくさん出てきておられるのでございいたしますので、即時撤廃をするというふうなことも、この振興費そのものにつきましましては、振興費のためにいろいろな機械産業が今日非常に大きく勃興しております、またますます振興しておるわけでありまして、そういうような点等もあわせてお考へになつておられるかどうかということをお明らかにしていただきたいと思つております。

○内田(常)政府委員 この法律案提出の趣旨は、ただいま長谷川委員からお尋ねがありましたように、自転車競走あるいは小型自動車競走のものにつきましましては、今日の法律制度はこれは永久立法になつておりますが、ただその機械産業振興費の取り扱ひの仕組みが、本年九月三十日までで一応現行の仕組みは終わります、その後は別途法律で定める、こういうことになつております。ところがただいま長谷川委員の御意見のように、この自転車競走あるいは小型自動車競走のものにつきましまして、いろいろ世論もございいたしますので、この際は御承知のように、別途政府からこれらの公営競技全体につきましまして、衆知を集めて根本的な検討をするという趣旨から、総理府設置法の一部改正法案が提出されておりました、それによりまして公営競技調査会が設けられ、そこにおきましてこれから約一年間の期限をもちまして、制度の根本につきましまして議論をし、結論を出すことになつております。でありますから、この機械産業振興費の取り扱ひにつきましても、この競走自体の根本的の制度改革とあわせて結論を出そう、かような趣旨から一年の期限延長ということをいたしたものであります。従いまして一年後におきましては、おそろしくこの公営競技調査会の討論、討議の結論によりまして、自転車競走あるいは自動車競走の制度自体の姿が變つて参る。そのときにこの機械産業振興費の問題につきましても、その中の一部として根本的に取り上げて参る。かような趣旨でございまして、私どもはこの一年間のうちに公営競技調査会の結論が出、世の中の批判や議論に十分こたえ得るような制度の刷新が行なわれることを期待いたしておる趣旨で、提案いたしましたものであります。

○長谷川(四)委員 調査会を作られるということにつきましまして、その調査会の中に、受審者、これによつて利益を受けるような方々は御選任にはならぬと思つけれども、その点ははつきりしておいていただきたいと思つ。全然こういうふうな受審のない、ほんとう

に世論をキャッチした、要するに学識経験者というふうな方々に出たことだきまして、そして結論を出していただくということ。もう一つはその意見が出た以上は、政府の考へ方がいかにあらうとも、それを十分に尊重してもらわなければならぬと考へておる。要は調査会の意見がたとへば廃止であつたとするならば、すみやかにこれは廃止に持つていかなければならぬ。つまりそのように高度な調査会にしていただかなければならぬし、またこれを尊重しなければならぬと考へるが、その点につきましましてはいかがでありますか。

○内田(常)政府委員 私どももただいまの長谷川委員の御意見の通りに考へております。公営競技調査会の委員の任命は、形式上は御承知のように通産省でございませぬ。内閣でございませぬが、しかしその委員の選考につきましましては、通産省として長谷川委員の御意向、または皆さん方委員の御意向も十分尊重いたしまして、遺憾なきを期して参りたいと思つております。

○中村委員長 他に御質疑はございませぬか。——他に御質疑はないようでございますので、両案に対する質疑は終局したものと認めるに御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認め、両案に対する質疑は終局いたしました。

○中村委員長 引き続き両案について討論に入るわけですが、別に討論の通告がありませんので、直ちに採

に世論をキャッチした、要するに学識経験者というふうな方々に出たことだきまして、そして結論を出していただくということ。もう一つはその意見が出た以上は、政府の考へ方がいかにあらうとも、それを十分に尊重してもらわなければならぬと考へておる。要は調査会の意見がたとへば廃止であつたとするならば、すみやかにこれは廃止に持つていかなければならぬ。つまりそのように高度な調査会にしていただかなければならぬし、またこれを尊重しなければならぬと考へるが、その点につきましましてはいかがでありますか。

○内田(常)政府委員 私どももただいまの長谷川委員の御意見の通りに考へております。公営競技調査会の委員の任命は、形式上は御承知のように通産省でございませぬ。内閣でございませぬが、しかしその委員の選考につきましましては、通産省として長谷川委員の御意向、または皆さん方委員の御意向も十分尊重いたしまして、遺憾なきを期して参りたいと思つております。

○中村委員長 他に御質疑はございませぬか。——他に御質疑はないようでございますので、両案に対する質疑は終局したものと認めるに御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認め、両案に対する質疑は終局いたしました。

○中村委員長 引き続き両案について討論に入るわけですが、別に討論の通告がありませんので、直ちに採



決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認め、両案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって両案を原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。本日採決いたしました八法案に関する委員会の報告書の作成等につきましては、すべて委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中村委員長 次に本日の請願日程に掲載されております九十九件の請願を、一括して議題として審査を進めます。

これらの各請願につきましては、文書表等により委員諸君も一応内容は御了解になっておられること存じますが、先刻の理事会におきまして、理事の諸君と種々検討いたしました結果、日程第二八ないし第三一、第三四、第三五、第四一ないし第四三、第四八ないし第五〇、第六九、第七三、第八四、第九六、以上十六件の各請願は、いずれもその趣旨が妥当と認められま

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

残余の請願につきましては、採決は延期することいたします。

なお、ただいま議決いたしました各請願に関する委員会の報告書の作成に

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中村委員長 なお、本委員会に参考送付されました陳情書は、お手元に配付いたしました通り九十一件であります。

○中村委員長 次に閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。

先刻の理事会におきまして協議いたしました結果、今国会が閉会となりました後も本委員会の活動を円滑ならしむるために、一、通商産業の基本施策に関する件、二、経済総合計画に関する件、三、公益事業に関する件、四、鉱工業に関する件、五、商業に関する件、六、通商に関する件、七、中小企業に関する件、八、特許に関する件、九、私的独占の禁止及び公正取引に関する件、一〇、鉱業と一般公益との調整等に関する件、以上の各件につきまして、議長に閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中村委員長 次に、閉会中の委員派遣承認申請の件についてお諮りいたします。

〔別冊附録に掲載〕

閉会中審査案件が付託されました際、審査の必要上現地調査を行なわなければならぬ場合もあろうと存じます。この場合の委員派遣承認申請の諸

手続に關しましては、あらかじめ委員に御一任願っておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。午後零時二十二分散会

〔参照〕

海外経済協力基金法案（内閣提出第八八号）に関する報告書

電源開発促進法の一部を改正する法律案（中村幸八君外七名提出、衆法第四四号）に関する報告書

火柴類取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一〇号）に関する報告書

割賦販売法案（内閣提出第一一八号）に関する報告書

輸出入取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一九号）に関する報告書

電気工事士法案（内閣提出第一四一

号）に関する報告書

自転車競技法の一部を改正する法律

の一部を改正する法律案（内閣提出

第一五一号）に関する報告書

小型自動車競走法の一部を改正する

法律の一部を改正する法律案（内閣

提出第一五二号）に関する報告書

請願に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

○中村委員長 第三十二号中正誤

行

○中村委員長 請願付託欄中八行乃至

十行削除。

○中村委員長 第三十五号中正誤

行

○中村委員長 請願付託欄中十六行乃

至十八行削除。

昭和三十五年七月十五日印刷

昭和三十五年七月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局